

◆不適合とは、本来あるべき状態とは異なる状態、もしくは本来行うべき行為（判断）とは異なる行為（判断）を言います。法律等で報告が義務づけられているトラブルから、発電所の通常の点検で見つかる計器や照明の故障など、広い範囲の不具合事象が対象になります。

平成22年7月12日に不適合管理委員会で審査された不適合事象は、下記のとおりです。

区分Ⅰ：該当なし

区分Ⅱ：該当なし

区分Ⅲ：該当なし

その他：27件

No.	号機等	不適合件名	グレード	備考
1	1号機	原子炉格納容器漏えい率検査において、試料採取系の隔離弁（3台）にシートリークが認められたため、当該隔離弁を点検・修理	GⅡ	
2	1号機	復水脱塩装置用空気圧縮機室内ドレンファンネルのドレン配管溶接部より水のリーク（20秒間に1滴程度）が認められたため、当該部を点検・修理	GⅢ	
3	2号機	原子炉圧力容器漏えい検査における原子炉圧力7.2MPaの段階で、主蒸気安全弁にシートリークが認められたため、対応検討	GⅡ	
4	2号機	海水系配管用硫酸第一鉄注入装置の運転時、注入配管より海水のリークが認められたため、当該配管を点検・修理	GⅢ	
5	2号機	タービン駆動原子炉給水ポンプ（B）用潤滑油フィルタ（B1）に詰まり傾向が認められたため、当該フィルタを点検・清掃	対象外	
6	2号機	主復水器細管洗浄装置（A2）のボール回収器用ドレン弁に動作不良（空廻りによる閉操作不可）が認められたため、当該弁を点検・修理	GⅢ	
7	3号機	移動中の作業員が、原子炉建屋北東側階段で足首を捻って負傷した。応急処置を受けた後、業務車両にて県立大野病院に搬送し診察を受けたところ、「左足関節外側靭帯断裂」と診断されたため、対応検討	GⅡ	
8	3号機	原子炉建屋4階西側の電源開閉器盤裏側の「仮置き禁止エリア」にケーブル及び電源切替盤が仮置きされている旨、品質保証パトロールにて指摘を受けたため、対応検討	GⅡ	
9	3号機	主蒸気加減弁（No. 4）の点検において、スプリングハウジングガイドローラー枠板に摩耗が認められたため、当該枠板を交換	GⅢ	
10	3号機	主蒸気加減弁（No. 2）の点検において、クロスヘッド締付トルク値に管理目標値外れが認められたため、当該締付トルク値を調整	GⅢ	
11	3号機	主蒸気加減弁（No. 2）の点検において、スプリングハウジングガイドローラーに偏芯及び固着が認められたため、当該ガイドローラーを交換	GⅢ	
12	3号機	主低圧タービン（C）ローターの浸透探傷検査において、レーシングワイヤーの銀ロー溶接部に線状指示模様が発見されたため、当該部を溶接補修	GⅢ	
13	3号機	主蒸気組合せ中間弁の点検において、スタンド締付ボルト・ナット（計8組）に固着が認められたため、当該ボルト・ナットを交換	GⅢ	
14	3号機	制御棒駆動水圧制御ユニット（30-35）の点検における、部品のネジ部を緩める作業の際、通常の作業方法では緩まない事象が発生したため、当該部品を交換	GⅢ	
15	4号機	燃料プール冷却浄化系ろ過脱塩器（B）ドレン弁駆動部の開閉表示用リミットスイッチに接点動作不良が認められたため、当該リミットスイッチを点検・調整	GⅢ	

No.	号機等	不適合件名	グレード	備考
16	5号機	500kV超高压開閉所用空気圧縮機の点検において、圧力指示計用継手部よりエアリークが認められたため、当該継手を交換	G III	
17	5号機	活性炭ホールドアップ装置室空調機の冷水入口弁に腐食による動作不良（開固着）が認められたため、当該弁を点検・修理	G III	
18	5号機	タービン建屋換気空調系局所空調機用電磁弁の点検において、膨張水槽の水がオーバーフロー配管を通して流出し、下流側の中間ファンネルから、床面にリーク（汚染なし）したため、対応検討	G III	
19	5号機	硫酸及び苛性ソーダタンク用ピットの排水ラインにある一次受壇内に溜った水（アルカリ性）の中和調整作業を実施していた作業員が、中和に使用するための硫酸をバケツにて運搬中につまずき、勢いで跳ねた硫酸液が防護服の隙間から、体の一部（右頸部から前胸部及び右手）に付着したため、シャワーで洗浄した後、業務車で病院に搬送及び対応検討	G II	
20	5号機	計装用空気系空気除湿機（A系）に「昇圧不良」を示す警報が発生したため、当該空気除湿機を点検・修理	G III	
21	6号機	燃料プール冷却浄化系ろ過脱塩器ろ過材ブリコートポンプ駆動用電動機の点検において、カップリングボルトに変形が認められたため、当該ボルトを交換	G III	
22	6号機	換気空調用冷凍機の機器ドレンサンプルレベル指示計に指示値不良（ドリフト）が認められたため、当該レベル指示計を点検・修理	G III	
23	6号機	原子炉冷却材浄化系ろ過脱塩器（B）ろ過材保持ポンプが過負荷により自動停止したため、当該ポンプを点検・修理	G III	
24	6号機	原子炉冷却材浄化系ろ過脱塩器（B）の自動運転用プログラムタイマが計時停止状態となっているため、当該プログラムタイマを点検・修理	G III	
25	6号機	中央制御室の制御盤（CP-8）にあるタービン発電機軸受潤滑油及び発電機巻線温度記録計に、動作不良（データ印字及び打点ともに不可）また、内部より異音が認められたため、当該記録計を点検・修理	G III	
26	集中環境施設	ペレット等固化設備地下2階（2）エリアに設置されている監視装置用カメラ（1台）に映像不良が認められたため、当該監視装置を点検・修理	G III	
27	その他	警報付き個人線量計（1本）に計測動作不良が認められたため、対応検討	G III	